

中津川市産材製材促進事業 補助制度のあらまし

1 補助対象者・条件

【対象者】

- ・市内製材業者（市内に本店、支店又は営業所及び製材工場を有すること）
- ・岐阜証明材推進制度登録事業者であり、かつ登録区分が「製材加工」であること
- ・市税の滞納者でないこと

【補助対象材】

- ・市内で伐採された木材であること（ぎふ証明材であること）
- ・岐阜県森林組合連合会東濃林産物共販所、加子母森林組合、木曽官材市売協同組合坂下事務所及び下呂総合木材市売協同組合にて購入した木材であること
- ・補助金を利用して購入した木材は製材し、出荷すること
- ・令和3年4月1日以降に購入した木材であること

2 助成金額

- ・補助対象材の購入量に応じ1 m³あたり1,000円を補助
※ただし、予算がなくなり次第受付を終了します

3 申請受付期間

- ・随時申請を受け付けますが3月20日（休日の場合は直前の平日）を申請の期限とします

4 補助金交付申請

【添付書類】

- ①原木購入材積計算書（様式第2号）
- ②上記業者より購入したことがわかる伝票の写し（伐採地が中津川市であること並びに材積が明記されたもの）
- ③申請者が市内に住所を有する証明書（法人にあっては法人登記の登記事項証明書、個人にあっては住民票）

【申請額の計算方法】

- ・様式第2号の合計材積に1,000円を乗じた額の1,000円未満を切捨てた額を申請額とします。

5 製材完了報告

【添付書類】

- ①製材出荷量計算書（様式第6号）
- ②主たる出荷伝票の写し

※詳しくは中津川市役所林業振興課（電話 0573-66-1111 内線 244）へお問い合わせください